

■ ■ 自民党の『特定秘密保護法に関する誤った新聞報道への反論』から見てくるもの ■ ■

自民党は特定秘密保護法に批判的な報道に対する反論文書を自民党の国会議員に配布した。東京新聞、朝日新聞、毎日新聞の記事27本を取り上げ、23の「Q&A」の形で逐一反論を加えている。この文書の持つ意味は何か、ここから見てくるものは何か。

着目すべき最も重要な点は、この「Q&A」に書かれていない事項にある。もちろん、「Q&A」の内容自体にも多くの偽りがあり、個々に指摘をする必要があるが、「Q&A」の殆どが個々の条文の解釈に関わる議論として、特定秘密保護法の問題点、あるいは本法律を考える際の意識を個別条文のレベルに押しとどめる役割を担っている。

例えば; Q1、米軍や自衛隊の艦船の写真撮影は罪に問われるのか。(11月24日、朝日新聞・朝刊)などを取り上げているのも象徴的であるが、そのこと自体に検討の必要があったとしても、考えるべきは、そのような個別条文の解釈レベルの話だけではなく、最高法規としての日本国憲法における本法律の位置づけであり、またそれが民主主義にとってどのような影響をもたらすかという事でなければならない。

実際、新聞記事にはその視点からの報道、社説も数多く見られるが、なぜか自民党の『反論』、「Q&A」には出てこない。意図的に議論を個別条文の解釈レベルに限定するため、記事全体ではなく、都合の良い部分だけを切り出して「Q&A」としている。

『反論』であると同時に、自民党議員経由の支持者向け説明でもあろうが、議員自身の言動、意識レベルをも制限する役割があるとさえ見える。

➡ 最も重要な問題は、この『反論』文書の先にある。

特定秘密保護法の基本的な問題点は、大きく以下に集約される。

- 国民主権を損ない、日本国憲法に違反する。民主主義、立憲主義の精神に反する。
 - 国権の最高機関としての国会、国民の負託を受けた代表者たる国会議員の力の及ばない領域を生み出し、三権分立のバランスを大きく損なう。議院の国政調査権も及ばず、行政を立法、司法の上位に位置づけることとなる。
- 国民の知る権利を始め、基本的人権を制限する。知る権利の制限は、主権者である国民が憲法に基づき政治を監視し続けるという立憲主義の原則を損なう。
- 国際的な原則『国家安全保障と情報への権利に関する国際原則』(通称:ツワネ原則)(注)からも逸脱する。

(注)国際条約として批准されているものではない。後述。

以下、具体的に自民党の『反論』文書の各「Q&A」をみてゆく。

1. 自民党『特定秘密保護法に関する誤った新聞報道への反論』の組み立て

自民党の『反論』は、「Q&Aの前文(前書き)」および「Q&A」:「自民党:特定秘密保護法の新聞報道への反論・23」からなっている。前文ではこの文書の意図するところを、産経新聞に掲載された安倍首相のインタビュー記事を交えて記載し、本題である「Q&A」に続いてゆく。「Q&A」は23あるが、反論の内容に重複するものが多い。『反論』の組み立てについて概略の構成を示すと以下ようになる。

【『反論』の組み立て】

■ 反論内容から見た「Q&A」の分類

Q&A 前文

■ 前文のポイント

- ・一部の新聞は誤情報を流して国民を不安に陥れています

特定秘密保護法は;
(産経;安倍首相インタビュー記事)

- ・国民を、領土を、国益を守るための法律です
- ・透明性はむしろ増す
- ・NSCで情報を交換
- ・秘密増えることはない
- ・戦争と結びつける癖(メディア批判)
- ・尖閣衝突事件映像の扱いは菅政権の致命的なミス

『テロリズムの定義』
に関わる記事と反論;
Q5, Q12, Q13

『特定秘密の指定』
に関わる記事と反論;
Q7, Q15, Q17, Q20, Q21, Q23

『処罰』に関わる記事と
反論;
Q1, Q3, Q4, Q6, Q8, Q9, Q10, Q18

その他の記事と反論;
Q2, Q14

『憲法あるいは民主主義』
に関わる記事と反論;
Q11

『国会のチェック機能』
に関わる記事と反論;
Q22



こうした新聞の誤った報道に惑わされないために、別紙『特定秘密保護法の新聞報道への反論・23』を作成しましたので、これを参考に特定秘密保護法の意義を多くの方にご理解いただくようにお願いします。(前文より)

つまり **国民の間に不安があるのは、一部新聞の誤った報道が原因**であり、
事実を正しく伝えれば国民の懸念は払拭できる。

という論理である。

2. 『テロリズムの定義』に関わる記事と反論; Q5, Q12, Q13 (その1)

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23

(原文は全て黒字。赤字強調は本資料のみ)

関連する特定秘密保護法条文

Q5、この法律が成立したら、市民運動で声を上げた人が捜査されたり逮捕されたりする。
(12月2日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法において「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、①国家若しくは他人にこれを強要し、又は②社会に不安若しくは恐怖を与える目的で、㊦人を殺傷し、又は④重要な施設その他の物を破壊するための活動をいい、人の殺傷又は重要な施設等の破壊活動であることが必要であり、市民運動で声を上げた人が捜査・逮捕されたりすることはありません。

Q12、同法では「主義主張」に基づいた発言がテロと拡大解釈できる余地がある。(12月5日、東京新聞・朝刊)

「政治上その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人に強要する」活動がテロとみなされる・・・テロの定義が拡大する恐れがある。・・・デモがテロ扱いされる解釈にもつながる。(12月2日、東京新聞・朝刊)

テロの定義は、人の殺傷や施設の破壊だけではない。「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人に強要」する活動も含まれる。(12月3日、東京新聞・朝刊)

どのような行為が「テロ」かが明確でなく、何通りも解釈が可能だ。(12月3日、朝日新聞・朝刊)

秘密法が成立すれば、安倍政権がもくろむ原発再稼働反対のデモも「テロ」とみなされかねない。(12月3日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法において「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、①国家若しくは他人にこれを強要し、又は②社会に不安若しくは恐怖を与える目的で、㊦人を殺傷し、又は④重要な施設その他の物を破壊するための活動をいい、人の殺傷又は重要な施設等の破壊活動であることが必要である。一一とされています。このように本法においては、テロリズムの範囲を明確化して定義付けていますので、拡大解釈の余地はないのです。

Q13、主義主張を国家や他人に強要する活動が、テロリズムと解される条文だ。
(12月6日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法において「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、①国家若しくは他人にこれを強要し、又は②社会に不安若しくは恐怖を与える目的で、㊦人を殺傷し、又は④重要な施設その他の物を破壊するための活動をいい、人の殺傷又は重要な施設等の破壊活動であることが必要です。したがって、単に「主義主張を国家や他人に強要する」活動は、テロリズムとは解されません。

(行政機関の長による適性評価の実施)
第十二条 第2項 一(抜粋)

テロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。)

←
条文の文言に①、②、㊦、④の記号を追加して「読み方」を誘導している。さらに㊦の前には条文にはない読点(、)を挿入して文章を切っている。

2. 『テロリズムの定義』に関わる記事と反論; Q5, Q12, Q13 (その2)

- 【問題点】 (1) **自民党の反論で引用されている条文は、条文そのものではない。** 文中、①、②、㉗、㉘の記号を追加して、解釈の道筋をつけ、反論で用いる解釈以外の「読み方」ができないように誘導している。特に文章を途中で切って挿入している『、㉗』は強引な誘導である。「反論」だけを読み、条文そのものを読まなければ気がつかない。
- (2) 条文そのものを読点(、)の位置に注意して文章として普通に読めば、以下のように読める。新聞の指摘も同様である。その他の「解釈」も可能であるが、「反論」が強引に誘導した「読み方」は文章としてむしろ特別にみえる。

「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、

- 国家若しくは他人にこれを強要し、
- 又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、
- 又は重要な施設その他の物を破壊する

為の活動、

普通にはこう読める。

(但し、立法技術上の「又は」の扱いは後述する)

- (3) **法律は条文(文言)が全てである。** いかにか補足説明を加えても、最終的には条文[の解釈]が拘束力をもつ。

立法技術上は、読み方によって条文から異なる解釈が導き出される文言は、厳に避けなければならない。内閣法制局によれば、原案は「**立案の意図が、法文の上に正確に表現されているか、**」を含め審査されるという。曖昧さは排除されなければならない。その観点から本条文は**欠陥条文**と言わざるを得ない。多くの指摘があり、**誰の目にも明らかな本条文の問題点をそのままに、政府は本法を成立させたが、意図的に曖昧さを残したのであれば一層重大な問題といえる。**

もし、自民党の「反論」通りの主旨の条文であるとするならば、反論あるいは解説などではなく、疑義が生じないように、条文の文言によって表現すべきものである。自民党の「反論」は、東京新聞、朝日新聞が指摘する可能性を否定できない。

条文から複数の解釈を導き得ることが問題であり、このような条文解釈論議が起こること自体が、そもそもの問題である。ここでの指摘は、あくまでも解釈論が目的ではない。

- (4) 上記の前提のもと、参考までに立法技術(法制執務)、あるいは法文解釈の観点から問題の条文をみってみる。

法律の条文は日本語であり、日本語の文法に沿わない文法などはないはずである。しかし、法律の条文における解釈の違いを防ぐために、用語、用法に関するルールが定められている。この条文で特に問題となる「又は」の用法についてみると;

2. 『テロリズムの定義』に関わる記事と反論; Q5, Q12, Q13 (その3)

- ・「又は」は語句を選択的につなぐ接続詞である。
- ・複数の選択肢がある場合は「、」で切って選択肢を並べ、最後の選択肢を「又は」でつなぐ。
- ・選択が複数の階層におよぶ場合は、最も大きな概念の選択を示す場合に一度だけ「又は」を使用し、より小さな概念の選択には全て「若しくは」を用いる。
- ・選択肢が体言(名詞)止めの場合、「又は」の前は読点(、)で切らず、用言(動詞)の場合は読点(、)で切る。

条文を、内容を除外して書き直すと; (前提)、(行為)し、又は(行為)し、又は(行為)するための活動 となっている

「又は」が二度用いられているが、法律の専門家によっては、「又は」は一度しか使われないため、ここには二つの「又は」による二つの選択すなわち「目的の選択」と、「テロ行為の選択」があり、前頁(2)で示した「又は」2つによる3文節の並列は解釈上誤りであり、自民党の反論は正しいという指摘もある。

しかし、ここで思い起こさなければならないのは、自民党石破幹事長の「大音量のデモはテロと同じ」という発言である。この発言がこの解釈議論に拍車をかけたと考えているが、問題は「このような考え方がある」ということである。憲法までもが集団的自衛権など「解釈の変更」の対象になるのである。将来にわたって新聞報道が指摘する危惧はないと言いきれるだろうか。さらに別表四をみれば、「テロの防止」がこの秘密保護法の対象範囲である。実際に「人の殺戮、施設の破壊」に至らなくとも「テロの準備の可能性」と見なされれば充分に対象範囲である。

現在の立法技術(法制執務)のルール内でも、新聞報道が指摘するような懸念を抱かせないような文言は充分に可能だったはずである。しかし、多くの指摘を受けても聴く耳も持たずに強引に押し通した、そこにこそ危惧を抱かざるを得ない。

【参考資料】 (1)立法学講義 大森/鎌田編 商事法務出版 (2)条文の読み方 法制執務用語研究会編 有斐閣 (3)元法制局キャリアが教える法律を読む技術・学ぶ技術

(5) 問題の条文は、内閣官房作成:特別秘密の保護に関する法律案【逐条解説】によると、第1章第2条(定義)の特定有害活動(第4項)で述べられており、自衛隊の警護出動に関する規定;自衛隊法(昭和29年)第81条の2第1項(下記)をベースにしている。自衛隊法の条文では、「定義されているテロリズムは2つ:⑦人を殺傷し、又は④重要な施設その他の物を破壊する」という意図と解釈することは可能である。しかしそれは「自衛隊の警護出動」の場合であり、条文では「本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において」と限定されており、異なった解釈がなされる、すなわち拡大解釈される可能性が小さいためといえる。

ただ、ベースになった条文自体に文章としての問題点はすでに含まれており、この部分をそのままに、目的の全く異なる秘密保護法に切り出してきて、かつ自衛隊法のような範囲の限定がないために、拡大解釈される可能性が生じているのである。

(自衛隊の施設等の警護出動)

第81条の2 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

3. 『国会のチェック機能』に関わる記事と反論; Q22, Q23 (その1)

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p data-bbox="93 182 1348 237">Q22、「国会や司法のチェックも及ばない。」(12月6日、毎日新聞・朝刊)</p> <p data-bbox="109 258 389 289">反論) 事実に反します。</p> <p data-bbox="109 301 1355 375">本法には、一定の条件の下、国会の秘密会に特定秘密を提供するものとする仕組みが盛り込まれており、国会の求めに応じ、特定秘密を提供しなければならず、国会で必要な議論ができます。</p> <p data-bbox="109 386 1328 461">また、特定秘密の指定等の実施状況について、(仮称)情報保全諮問会議の意見を付して、国会に報告するものとされており、国会が定期的に本法の運用状況をチェックできる仕組みとなっています。</p> <p data-bbox="109 472 1348 586">さらに、特定秘密の漏えい事件の刑事裁判において、証拠の開示請求があった場合に、裁判所は開示命令を決定するに当たって、いわゆるインカメラ審査のための証拠の開示を検察官に命ずることができます。</p>	<p data-bbox="1411 194 1881 254">(その他公益上の必要による特定秘密の提供) 第十条 1項 一(抜粋)</p> <p data-bbox="1411 297 1970 461">イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。</p> <p data-bbox="1411 472 1970 772">イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの</p> <p data-bbox="1411 808 1970 936">(国会への報告等)第十九条 政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。</p> <p data-bbox="1411 972 1466 1001">附則</p> <p data-bbox="1411 1043 1970 1103">(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)</p> <p data-bbox="1411 1115 1970 1379">第十条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

3. 『国会のチェック機能』に関わる記事と反論; Q22, Q23 (その2)

- 【問題点】 (1) 特定秘密を国会へ提供するのは「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」に限られ、その判断は行政機関の長が行う。しかし、**特定秘密はそもそも開示することによって安全保障に支障を及ぼすと判断して秘密を指定するものであるから、開示されるのは特定秘密の要件を満たさなくなった件のみと推測される。本法の目的自体が安全保障である。**
- (2) 特定秘密を受け取る場合、国会は秘密会であることが要求されるが、秘密会の開催には出席議員の2/3以上の賛成が必要（憲法第57条）であり、**秘密会すら開かれる保障はない。**また、秘密会は出席者が制限され、得た情報には守秘義務が課され、持ち帰り、他の議員と共有する事もできない。漏えいに対する罰則規定がある。
- (3) (仮称)情報保全諮問会議の意見は「聴く」だけの規定であり、かつ、会議では指定ルール等のチェックに限られ、特定秘密の指定自体に問題がないかのチェック機能はない。**(指定及び解除の適正の確保)**については附則の第9条に記載され、「**…検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる**」とされるが、**具体的には何も決まっていない。**
- (4) 第19条の国会に対する報告も、特定秘密の指定、解除、ならびに適性検査の実施状況の報告であり、個別の特定秘密の内容が開示される訳ではなく、**指定の妥当性についてはチェックできない。**



Q&Aでは「**国会で必要な議論ができます。**」とするが、**国会に対して特定秘密が必ず提供されることが、本法の条文では何も担保されていない。**これは議院の国政調査権（憲法第62条）とも対立することになる。特定秘密指定の正当性に関して、国会によるチェックが効かない。



この先の問題点について、報道は多数あるにも関わらず、Q&Aでは取り上げていない。問題点をあげると;

- 国会を国権の最高機関とする憲法第41条に反する。国会は国会の責務を果たせない。議員は主権者たる国民により選挙で選ばれた代表者であり、主権が及ばない事項を認める事となり、国民主権に反する。当然、立憲主義の精神にも反する。
- 内閣は行政権の行使について「国会に対して連帯して責任を負う」とする憲法第66条第3項に反する。本法は行政が立法の上位に立つことを意味する。三権分立に反する。

4. 『特定秘密の指定』に関わる記事と反論; Q7, Q15, Q17, Q20, Q21 (その1)

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q7、市民が得られていた情報が、ある日突然隠される可能性は排除できない。 (12月4日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。</p> <p>特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って指定するもので、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も盛り込まれました。</p> <p>したがって、特定秘密の範囲が際限なく拡大することや、恣意的な運用が行われる事はありません。</p> <p>また、「市民が得られていた情報」は、「公になっていないもの」という特定秘密の指定の要件を満たしておらず、特定秘密に指定されることはありません。</p>	<p>(特定秘密の指定) 第三条(抜粋)</p> <p>行政機関の長(中略)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(中略)を特定秘密として指定するものとする。</p> <p>別表(第三条、第五条―第九条関係)</p> <p>一 防衛に関する事項</p> <p>イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究</p> <p>ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報</p> <p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究</p> <p>ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量</p> <p>ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法</p> <p>ト 防衛の用に供する暗号</p> <p>チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法</p> <p>リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法</p> <p>ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。)</p>
<p>Q15、秘密法案が成立すれば、恣意的で無意味な秘密が全省庁で増殖する。 (11月29日、東京新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。</p> <p>特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って指定するもので、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も盛り込まれました。</p> <p>したがって、「恣意的で無意味な」特定秘密が「全省庁で増殖する」ことはありません。</p>	<p>ニ 外交に関する事項</p> <p>イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの</p> <p>ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。)</p>
<p>Q17、官僚の恣意的な判断に従い、行政機関の長が秘密指定する余地が残るという根本的な問題は残ったままだ。(12月6日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。</p> <p>特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が責任を持って指定するものであり、かつ、指定は(仮称)情報保全諮問会議の意向を反映させた基準に基づいて行われます。</p> <p>また、本法は、内閣総理大臣は、特定秘密の指定が基準に従って行われていることを確保するため、行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をすることができるものとするなどし、特定秘密の恣意的な指定が行われないよう、重層的な仕組みを設けています。</p> <p>したがって、指定が行政機関の職員の恣意的な判断によって行われることはありません。</p>	

4. 『特定秘密の指定』に関わる記事と反論；Q7,Q15, Q17, Q20, Q21（その2）

自民党：特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q20、国家機密の漏えいに厳罰を科す特定秘密保護法案で官僚による情報の「囲い込み」が拡大する懸念。(12月2日、毎日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。</p> <p>特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が責任を持って指定するものであり、かつ、その指定は、(仮称)情報保全諮問会議の意見を反映させた基準に基づいて行われます。</p> <p>したがって、官僚が情報を特定秘密として「囲い込む」ことは、ありえません。</p>	<p>ハ 安全保障に関し収集した【国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報】又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報(第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。)</p> <p>ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号</p>
<p>Q21、「行政機関の長」が、その裁量でいくらでも特定秘密を指定できる。(12月6日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。</p> <p>特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って指定するものであり、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も盛り込まれました。</p> <p>したがって、特定秘密の範囲が際限なく拡大することや、恣意的な運用が行われることはありません。</p>	<p>三 特定有害活動の防止に関する事項</p> <p>イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p> <p>ロ 特定有害活動の防止に関し収集した【国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報】又は外国の政府若しくは国際機関からの情報</p> <p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号</p>
<p>Q23、いわゆる「沖縄密約」など、政府の違法秘密も隠蔽できる。(12月6日、東京新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。</p> <p>特定秘密は、本法の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って大臣等の行政機関の長が指定するものであり、かつ、その指定は、(仮称)情報保全諮問会議の意見を反映させた基準に基づいて行われます。内閣総理大臣による行政機関の長に対する改善の指示などの規定も盛り込まれており、「政府の違法秘密も隠匿できる」ということはないのです。</p>	<p>四 テロリズムの防止に関する事項</p> <p>イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p> <p>ロ テロリズムの防止に関し収集した【国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報】又は外国の政府若しくは国際機関からの情報</p> <p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>ニ テロリズムの防止の用に供する暗号</p>

4. 『特定秘密の指定』に関わる記事と反論; Q7, Q15, Q17, Q20, Q21 (その3)

【問題点】

(1) 新聞報道の指摘は、いずれも「特定秘密の定義の曖昧さ」からくる指摘といえる。

安全保障上「秘密」を認めるとしても、**特定秘密は可能な限り狭く厳密な定義**をしなければならない。

しかし、別表文言は大きく**拡大解釈の余地**を残している。特に別表二、三、四では問題が大きく、例えば、四では、**テロリズムの定義に曖昧さを残した状態(第十二条2項一)**では、「**テロリズムの防止に関する**」とするだけで、何でも含まれる可能性がある。

この点については下記(参考)にもあるように、国外からも懸念が示されている。

(参考)

- ・透明性は民主主義ガバナンスの基本である。情報を秘密と特定する根拠としては、法案は極めて広範囲で曖昧なようである。
(国連特別報告者フランク・ラルー氏)
- ・特定秘密は非常に狭く精密な限定をかけねばならない。法律は極めて広範囲で曖昧。(米政府元高官ハルペリン氏): 共同通信
- ・公衆は政府の情報にアクセスする権利を有する。(ツワネ原則1)、
知る権利への制限の必要性を証明するのは政府の責務である。(ツワネ原則4)、
安全保障セクターには独立した監視機関を設けるべきであり(ツワネ原則6)

特定秘密保護法の条文には、「**その他**」、「**など**」、あるいは**範囲が広く定義が曖昧な文言**、**政令(内閣が決定)への委任**が非常に多く、問題である。

(2) **指定の正当性を監視する独立の第三者機関**は最低限の条件であり、それ無しには恣意的な指定、運用は防げない。

「**内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をする**」とあるが、行政機関の内部だけのことであり、全く相互牽制機能が働かないと考えられる。他にも、「**情報保全諮問会議**」、(附則第九条)(指定及び解除の適性の確保)(未定)なども内閣府、内閣官房に設置され、**独立の第三者による監視が実現する見込みはない**。

(3) Q&Aにはないが、指定期間については当初案より「**修正**」され**無期限となり得る項目が**、**暗号、情報源以外にも拡大され、しかも政令(内閣の一存で決定)で追加できる(第四条4項七)**、とされている。内閣の一存で永久秘密をつくることができることになる。また、**特定秘密の「保全」規定がなく**、公開前に廃棄されれば指定の恣意性のチェックは永久に不可能となる。

5. 『処罰』に関わる記事と反論; Q1, Q3, Q4, Q6, Q8, Q9, Q10, Q18 (その1)

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q1、米軍や自衛隊の艦船の写真撮影は罪に問われるのか。 (11月24日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 特定秘密保護法違反で処罰されることはありません。 民間人が、通常の範囲で行った米軍や自衛隊の艦船の写真撮影は、特定秘密保護法により処罰されることはありません。 特定秘密の取得罪は、外国の利益を図るなどの目的の下、特定秘密を違法行為により取得する行為であり、通常の方法で行った写真撮影はこれに該当しません。ご安心ください。</p> <p>Q3、原発の作業員が、使用済み核燃料に関する情報や、汚染水漏れが起きている原発周辺の様子などをツイッターで情報発信したところ、警察官に、特定秘密の漏えいにより処罰の対象になりうると警告された。(12月1日、朝日新聞・朝刊)</p>	<p>第七章 罰則</p> <p>第二十三条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。</p> <p>2 第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。</p> <p>3 前二項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>反論) 事実には反します。 使用済み核燃料に関する情報や汚染水漏れが起きている原発周辺の様子は本法の別表に該当せず、特定秘密に指定されることはありません。</p> <p>Q4、市民団体の集会で「秘密を明らかにしよう」と呼びかけ(中略)特定秘密保護法違反(煽動)の容疑で逮捕・起訴された。(12月5日、朝日新聞・朝刊)</p>	<p>第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。</p>
<p>反論) 事実には反します。 「煽動」は、不特定又は多数人に犯罪を実行する決意を生ぜしめ、又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいいますが、市民団体の集会で単に「秘密を明らかにしようと呼びかけ」ることは、犯罪を実行する決意を生ぜしめたり、既に生じている決意を助長させるものではありません。</p> <p>Q6、(民間人が、)原発や基地の情報を探ろうとしただけでも、処罰される可能性がある。 (12月6日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実には反します。 民間人が、単に原発や基地の情報を探ろうとしただけでは、特定秘密保護法により処罰されることはありません。 本法では、極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の者が処罰対象となることはないのです。公務員等以外の者については、外国の利益を図るなどの目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した者は、本法案(ママ)の処罰対象となりますが、この場合には、特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があるのです。</p>	

5. 『処罰』に関わる記事と反論; Q1, Q3, Q4, Q6, Q8, Q9, Q10, Q18 (その2)

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q8、今回の法律も秘密に接近しようとしただけで処罰の規定がある。「話し合い」が共謀に当たるのだ。(12月6日、東京新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 本法では、極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員以外の者が処罰対象になることはありません。 公務員等以外の者については、外国の利益を図るなどの目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した者は、本法の処罰対象となりますが、この場合には、特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があるのです。 漏えいの「共謀」は、2人以上の者が漏えい行為の実行を具体的に計画して、合意したときに成立し、単に「話し合う」だけでは「共謀」に当たらず、処罰されることはありません。</p>	<p>2 前項の罪の未遂は、罰する。 3 前二項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用を妨げない。</p> <p>第二十五条 第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。 2 第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p>
<p>Q9、「何が問題か分からないまま、処罰されることになりかねない。」、「共謀や未遂のケースで、どんな秘密に関わって罰せられるのか、被告自身が分からないという事態さえ考えられる。」(12月2日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 特定秘密の漏えい等の共謀、教唆、煽動の罪が成立するには、その対象が特定秘密であることを知っている必要であり、特定秘密であることを知らずに共謀や未遂が成立することはありません。 また、刑事事件における手続きは、被告人の防御権を侵すことのない形で進められるべきものである事は当然であり、被告人自身が分からないという事態はありえません。</p>	<p>第二十六条 第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を軽減し、又は免除する。</p> <p>第二十七条 第二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。 2 第二十四条及び第二十五条の罪は、刑法第二条の例に従う。</p>
<p>Q10、特定秘密保護法が施行されたら、特定秘密を知った公務員の家族や友人、さらに省庁に出入りする民間の契約業者で働く従業員にも処罰対象が広がる。(12月6日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 特定秘密を偶然知った者がこれを他の者に伝えたとしても、本法による処罰の対象とはなりません。(ただし、特定秘密の取り扱いの業務に従事する契約業者の従業者、偶然ではなく、その業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、処罰の対象となります。)</p>	

5. 『処罰』に関わる記事と反論; Q1, Q3, Q4, Q6, Q8, Q9, Q10, Q18 (その3)

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q18、憲法が国会議員に保障する院内の発言に責任を問われない規定を制限することになる。 (12月5日、毎日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 憲法上、「両議員の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」とされており、議員が、議院における活動として、職務上行った行為について、本法案(ママ)により処罰されることはありません。 本法においては、国会において保護措置を講ずるなど、一定の条件が満たさるときは、特定秘密を国会に提供するものとしていますが、これは、憲法上規定された議員の免責特権を前提とした規定であり、議員の免責特権を制限するものではないのです。</p>	

- 【問題点】
- (1) 犯罪の成立要件として「**特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要がある**」(Q6,Q8,Q9)とするが、条文中にはそのような規定は無い。適合事業者、または明確に特定秘密を提供された者以外、特定秘密であることは知り得ない。さらに、第二十四条では知らない者でも特定秘密を有する者の管理を害するだけで訴追される。
 - (2) 「**極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の者が処罰対象となることはない**」(Q6,Q8)とするが、第七章 罰則 で公務員と公務員以外を分けた条文はない。前述(1)と合わせれば、**極めて例外的**とはいえない。
 - (3) **共謀、教唆**も罰せられる。しかし共謀の成立基準は曖昧、合意の成立をどう立証するか。**過失、未遂**も罰せられる。
 - (4) 国会議員の免責特権は残るが、秘密会で得た情報を院外で漏らせば訴追される。党内に持ち帰り議論することすらできず議員活動にも大きな支障をきたす。
 - (5) 内部告発者を保護する仕組みがない。
 - (6) **共謀者の刑の軽減、免除**は、違法なおとり捜査、えん罪の原因となる可能性が考えられる。
 - (7) 原発関連の情報は一切特定秘密にならないような印象を与えるが、使用済み核燃料に関する情報や汚染水漏れが起きている原発周辺の様子は特定秘密にならないとしても、それ以外はどうか。例えば、建物配置図、電源系統図、配管系統図、高レベル廃棄物保管状況、プルトニウム保管場所などはテロ対策の観点からは特定秘密に指定される可能性がある。
 - (8) 裁判における被告の防御権は「将来的」にも確実に担保されるか不明。自民党憲法改正草案では軍法会議(秘密裁判)の設置が規定されている。指摘が杞憂であることを示すには、罰則規定の見直しが不可欠である。
- (1)(2)(3)(4)(5)に関しては、10. 参考 ページ: ツワネ原則と対比して相違を確認すると、重い罰則による犯罪抑止力に重点が置かれていることがわかる。公開された情報により生じる公益と損害の比較評価から判断するという視点は無い。

6. 『憲法あるいは民主主義』に関わる記事と反論; Q11

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q11、法案は憲法が保障する国民の権利を制限しかねず、民主主義を揺るがす重大な問題点をはらんでいる。(12月6日、東京新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 本法は、その解釈・適用に当たり、国民の基本的人権を侵害してはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を定めており、民主主義を揺るがす重大な問題点をはらんでいるとの御懸念は当たりません。</p>	<p>(この法律の解釈適用) 第二十二條 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。 2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。</p>

【問題点】

憲法との関係、民主主義との関係に言及した唯一の「Q&A」である。単に条文の解釈に留まらず、憲法との関係、民主主義との関係を主眼に報道された新聞記事、社説は多数存在する。批判を受けた新聞3紙でも、成立前後に下記のような報道を行っている。

しかし、この「反論」にはそのような視点はなく、個別の解釈論に終始しており、自民党議員経由で有権者に説明する材料としては極めて低いレベルの「Q&A」である。本来、憲法、民主主義を含めた議論が最も重要視されなくてはならないはずである。

- ・(社説)秘密保護法成立 憲法を骨抜きにする愚挙 朝日新聞 2013年12月7日
- ・(社説)特定秘密保護法案 民主主義に禍根を残すな 朝日新聞 2013年12月6日
- ・(社説)秘密保護法が成立 民主主義を取り戻せ 東京新聞 2013年12月7日
- ・憲法の3原則侵害 東京新聞 2013年10月29日
- ・社説:国会が手足を縛られる 毎日新聞 2013年11月7日
- ・社説:特定秘密保護法成立 民主主義を後退させぬ 毎日新聞 2013年12月7日

その他、地方紙などにも、同様の視点の報道は多数ある。

(この法律の解釈適用)第二十二條の存在をもって懸念は当たらないとしているが、**問題ない事が一切条文で担保されていない。**国民の知る権利は憲法で保障された基本的人権であるが、それは国民主権、立憲主義を守り、維持するための基本要件である。立憲主義のもと、主権者たる国民は、政治が憲法を遵守していることを監視し続ける必要がある。

「論点ペーパー集43 拡張解釈の禁止に関する規定に「国民の知る権利」と「報道の自由」への配慮を盛り込むことについて 内閣情報調査室 平成25年10月15日」でも、これらを十分に尊重する事を求めているが、それは本法の他の条文でも担保されて初めて意味を持つ。拡張して解釈することを防ぐためには曖昧さを排除することが重要である。

7. その他の記事と反論; Q2, Q14

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q2、法が成立すれば、宇宙開発や感染症など、安全保障やテロ対策と強く関わる研究に特定秘密の「網」が広くかぶせられ、悪影響が及ぶ可能性がある。(12月1日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 民間の研究機関が特定秘密を取り扱うこととなるのは、本法第5条第4項又は第8条第1項の契約を行政機関と締結したときのみであり、本法により宇宙開発や感染症などの研究に悪影響が及ぶ可能性はありません。</p>	
<p>Q14、アフリカ出身者や支援団体が「テロ防止」や「外交上の必要性」との名目によって、安易に監視対象になりやすい。(12月2日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 本法は、特定秘密の保護について規定するものであり、特定の者の監視について規定するものではありません。 なお、適性評価は、あらかじめ、対象者本人の同意を得た上で実施し、また、法律に規定された事項に限り評価を行うもので、捜査当局等による監視は行われません。</p>	

【Q&A全般に関する問題】

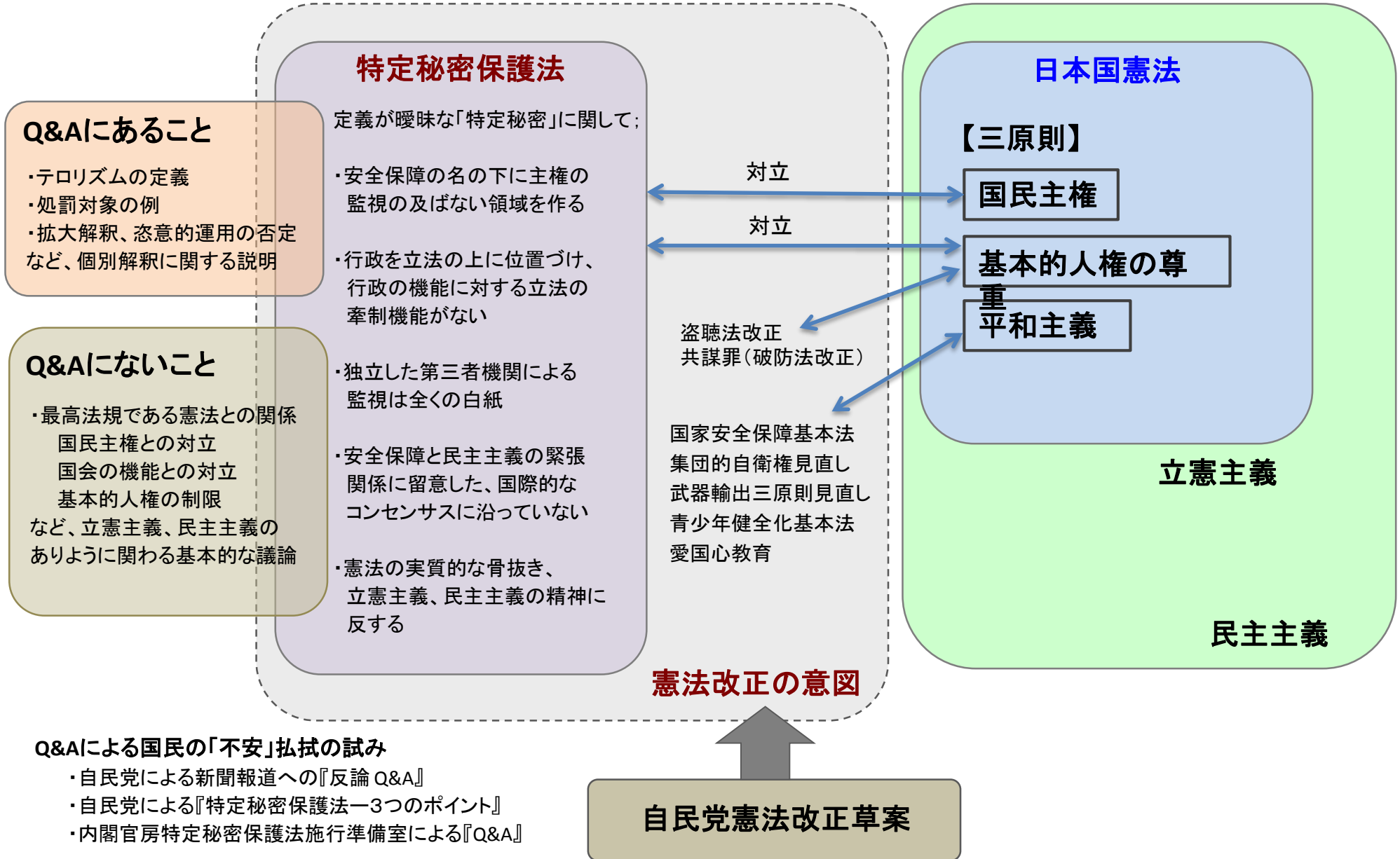
(1)この自民党の「反論」は、現在「反論」ではなく、より一般的なQ&Aという表現となり、『特定秘密の保護に関する法律Q&A 内閣官房特定秘密保護法施行準備室 平成25年12月27日』(参考資料7)として政府HPに掲載されている。ここには条文と異なる解釈も示されており問題がある。明らかに条文と異なる内容、誤解を誘導する表現が含まれる。例として一部を示せば;

- ①Q17: 処罰されるのは特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があります。 ← 条文のどこにも規定が無い。
- ②Q4, Q8: …指定は、第三者である外部有識者の会議の意見 反映させた基準に従って行われます。 ← 条文には「反映させる義務」は無い。
- ③Q7: 原発事故やTPP交渉に関する情報は、本法案の別表のいずれにも該当せず、特定秘密の指定の対象となりません。 ← 原発は「事故」のみに限定。
- ④Q17: 外国情報機関等に協力し、特定秘密を取って入手したような例外的な場合を除き… ← 若しくは自己の不正の利益を図り(第24条)でも処罰対象。
- ⑤Q9: 暗号や人的情報源に関する情報など、法律に限定列挙する 極めて例外な情報を除き、 ← 政令(内閣の一存で)追加できる(第4条4項7)。

政府がこのような法律条文と食い違う見解を掲載し、あるいは誤解を誘導することは極めて大きな問題である。

(2)新聞が法案の問題点を指摘し報道すること、あるいは国民が憲法の基本的人権として認められた方法で声を上げることは、民主主義の正常な姿である。政権与党が内部文書とはいえ、このような形で「記事の一部の文章だけ切り出して」事実に反するとして、新聞報道に関する反論、批判を行うこと自体、異常と言わざるを得ない。

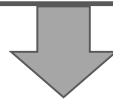
8. 特定秘密保護法と日本国憲法の関係



9. 特定秘密保護法の問題(まとめ)

(本資料冒頭の要約)

- 国民主権を損ない、日本国憲法に違反する。民主主義、立憲主義の精神に反する。
 - ➡ 国権の最高機関としての国会、国民の負託を受けた代表者たる国会議員の力の及ばない領域を生み出し、三権分立のバランスを大きく損なう。議院の国政調査権も及ばず、行政を立法、司法の上位に位置づけることとなる。
- 国民の知る権利を始め、基本的人権を制限する。知る権利の制限は、主権者である国民が憲法に基づき政治を監視し続けるという立憲主義の原則を損なう。
- 国際的な原則『国家安全保障と情報への権利に関する国際原則』(通称:ツワネ原則)^(注)からも逸脱する。



議員1/2の賛成で可能なところから、実質的な憲法改正が始まっているといえる。

自民党の意図は憲法改正草案に明らかであるが、特定秘密保護法は、その憲法改正に向けてのひとつの動きといえる。

今回の、自民党による『特定秘密保護法に関する誤った新聞報道への反論』は、その意図と、特定秘密保護法自体が持つ、大きな危険性を浮き立たせている。

特定秘密保護法による、市民活動、報道の取材活動に対する「萎縮効果」も見逃してはならない。

10. 参考 『国家安全保障と情報への権利に関する国際原則』(通称:ツワネ原則)

(概要)世界70カ国以上、500人以上の専門家により、計14回の会議を経て作成され、2013年6月に南アフリカ共和国の首都・ツワネで示されたためツワネ原則と呼ばれている。ツワネ原則は、国家安全保障への脅威から人々を保護するための合理的な措置を危険にさらすこと無く、政府の情報への公的なアクセスをどう保障するかという問題に対して、関連法令の起草に関わる人々への指針を提供するために作成された。

(一部抜粋)

- ・政府は、防衛計画、兵器開発、諜報機関により使用される作戦・情報源等の限られた範囲で合法的に情報を制限することができる(原則9)。
- ・誰もが公的機関の情報にアクセスする権利を有しており、その権利を制限する正当性を証明するのは政府の責務である(原則1,4)。
- ・政府は、国際人権法及び国際人道法の違反についての情報は決して制限してはならない(後略)(原則10A)。
- ・安全保障部門や諜報機関を含めたいかなる政府機関も情報公開の必要性から免除されない(後略)(原則5,10C)。
- ・情報は、必要な期間のみに限定して秘密指定されるべきであり、決して無期限であってはならない(後略)(原則16)。
- ・秘密解除を請求するための手続きが明確に定められるべきである(後略)(原則17)。
- ・安全保障部門には独立した監視機関が設けられるべきである。監視機関は、実効的な監視を行うために必要な全ての情報に対してアクセスできるようにするべきである(原則6, 31-33)。
- ・情報漏えい者に対する刑事訴追は、明らかになった情報により生じる公益より、現実的で確認可能な重大な損害を引き起こす危険性が大きい場合に限って検討されるべきである(原則43, 46)。
- ・公務員でない者は、秘密情報の受取、保持若しくは公衆への公開により、又は秘密情報の探索、アクセスに関する共謀、その他の罪により訴追されるべきではない(原則7)。
- ・内部告発者は、明らかにされた情報による公益が、秘密保持による公益を上回る場合には、報復を受けるべきではない(後略)(原則40,41,43)。

特定秘密保護法は
これらを見下している

➡ ツワネ原則も安全保障上の必要最小限の情報の制限を認めている(原則9)。しかし、それ以外の原則については、特定秘密保護法が、国際的なコンセンサスからも逸脱していることを示している。

(注)上記は、下記参考文献からの抜粋、引用です。詳細は下記文献を参照ください。

- ・諸外国における国家秘密の指定と解除 - 特定秘密保護法案をめぐって - 国立国会図書館 調査と情報第806号
- ・「秘密保護法を考える超党派の議員と市民の勉強会」資料 2013年11月6日 海渡 雄一

11. 参考文献、資料等

- (1) 特定秘密保護法案と国会・国会議員に関するQ&A 2013年10月9日 日本弁護士連合会
- (2) 諸外国における国家秘密の指定と解除 - 特定秘密保護法案をめぐって - 国立国会図書館 調査と情報第806号
- (3) あなたも「秘密保護法」にねらわれるQ&A 日本弁護士連合会
- (4) 「秘密保護法を考える超党派の議員と市民の勉強会」資料 2013年11月6日 海渡 雄一
- (5) 特別秘密の保護に関する法律案【逐条解説】 内閣官房
- (6) 論点ペーパー集 内閣情報調査室
- (7) 特定秘密の保護に関する法律Q&A 内閣官房特定秘密保護法施行準備室 平成25年12月27日